



大田区都市基盤整備部

地域基盤整備第一課（大森）

TEL：5764-0631

FAX：5764-0633

地域基盤整備第二課（蒲田・糀谷・羽田）

TEL：5713-2007

FAX：5713-2009

地域基盤整備第三課（調布）

TEL：3726-4303

FAX：3726-4318

「土のう」の積み方

「土のう」の積み方には、増水状況や浸水現場によって色々な方法が有ります。今回ご紹介する積み方は、増水程度の

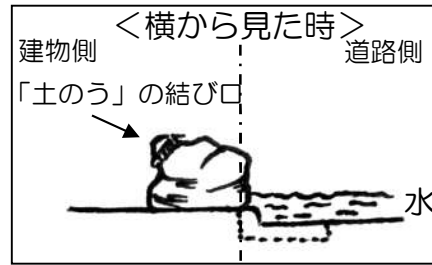
低い所で「土のう」だけを使用した方法です。他に止水板やビニールシートなどを利用する方法もあります。

- ①「土のう」の結び口は、上向きにして水の無い側へ
(道路から水が入る場合は建物側へ)

- ②1段のごとに足で踏みつけて・・・

- ③すきまなく平坦に・・・

- ④積み重ねるときは、「土のう」の結び口の方向を変えて下の段の「土のう」と約1/3ずらして重ねる



※あらかじめビニールシートを敷いて、積み上げた「土のう」を巻くとより効果的です。

◎「土のう」の再利用について

- ① 水に濡れた「土のう」は、天日で乾かします。
- ② 乾いた「土のう」は、土が固まった状態になるので足で踏みつけるなどして中の土をやわらかくほぐして下さい。
- ③ やわらかくした「土のう」は、何度でも使用することが出来ます。

◎「土のう」の保管方法について

- ① 「土のう」の保管場所は、「すのこ」を敷くなど風通しを良くして下さい。
- ② 「土のう」の袋が破れた場合は、新しい袋に詰め替えて下さい。
- ③ 保管場所は、雨に濡れない場所かシートなどで養生をして下さい。
(水に濡れると重くなり持ち運びに不便です)
- ④ 庭や玄関先等、宅地内で保管場所のご検討をお願いいたします。

◎「土のう」の配布と処分について

- ① 「土のう」の詰め替え用の袋を要望される方は、上記の各地域基盤整備課へご連絡して下さい。
- ② 土や砂は、ゴミとして処分できません。不用になった「土のう」につきましては、各自で適切な処分をお願いいたします。
- ③ ビニールや合成繊維・布製の「土のう」袋は、“可燃ゴミ”で処分できます。
※配布した「土のう」本体の回収処分は、行っておりません。